

氏名(本籍)	こ はり よし あき 小 梁 吉 章 (静岡県)
学位の種類	博 士 (法 学)
学位記番号	博 乙 第 2017 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	国際金銭債権に対する執行 －フランス新民事執行法と欧州債務名義思想における第三債務者の地位と債務名義の価値回復について－
主 査	筑波大学教授 博士(法学) 春日 偉知郎
副 査	筑波大学教授 博士(法学) 井 原 宏
副 査	筑波大学教授 弥 永 真 生
副 査	筑波大学助教授 博士(法学) 池 田 雅 則
副 査	筑波大学助教授 博士(法学) 元 永 和 彦
副 査	筑波大学助教授 博士(法学) 村 上 正 子

論 文 の 内 容 の 要 旨

わが国において、債務名義を有する債権者が、債務者の有する金銭債権に対して強制執行を行うには、目的債権を特定するに足る事項を記載して申立てをしなければならない。しかしながら、債権者にとっては、これらの事項を調査・把握することは必ずしも容易でなく、とりわけ国際的な金銭債権執行においては、債権者が債務者の金銭債権をめぐる情報の入手が困難なために、債権者の権利の実現に支障を生ずる場合が少なくない。その原因は、多国間に跨る金銭債権の流動化と国際化にあり、近時、金銭債権執行の実効性を高めるための法制度上の工夫が強く求められている状況にある。

小梁吉章氏の論文は、このような現状認識の下に、国際的な金銭債権執行を対象を絞って、債権者の権利を実効的に実現するために、どのような方法を考えるべきかについて考察したものである。すなわち、①債務者の有する金銭債権に対する情報へのアクセスを保障すること、②判決手続と執行手続の二層構造から開放された強制執行手続の一層構造化を図ること、③国際裁判管轄の決定要素を分析し直すこと、という三つの視点から問題の考察を行っている。また、その際に具体的な制度設計の方向を示す指針として、フランス新民事執行法と欧州債務名義構想を援用して、これらの比較法的な考察を踏まえた検討を試みている点に特徴がある。

①の視点は、第三債務者が有する債務者の財産情報をどのように開示させるかという問題であり、この点については、裁判所が関与せず第三債務者に「差押令状」を発するフランスの金銭債権執行制度を参考にしながら制度設計を考えるべきであるという見解が展開されている。また、②の視点については、差押債権者がすでに既判力を得ていることを根拠として、改めて執行判決を取得する必要はないとの考え方に立って、金銭債権執行を当事者に委ね、かつ、差押えによって差押債権者の権利は人的権利から物的権利へと変容し、執行債務者の特定財産について優先弁済権を認めるべきであるとする。さらに、③の視点については、執行手続の簡素化・迅速化の面から管轄裁判所の一本化のためには、執行管轄権を有する裁判所に本案の管轄権

も認めるとする「フォーラム・アレスティ・アプローチ」を再評価すべきであるとの結論に至っている。

以上のような個別的な問題の検討結果を基礎にして、小梁氏は、金銭債権執行における債務名義の価値回復を図り、債権者の権利の実効性を高めるためには、執行手続を債権者と第三債務者とのイニシアチヴに委ねて、「非裁判化」された手続として構築し直す必要があるという見解に達している。また、その具体化のためには、とりわけフランス新民事執行法や欧州債務名義構想等の比較法的な研究を参考にして、経済のグローバル化に対応した執行法の枠組み設定が不可欠であると結論づけている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

以上のように、小梁吉章氏の論文は、国際的な金銭債権執行において債権者の権利の実効性を確保するためにはどのような具体的方策を考えるべきかという問題関心から出発している。これについて、小梁氏は、論文の副題に示されているように、「債務名義の価値回復」の観点を前面に押し出して、この価値を直接に左右する第三債務者の責任を重視すべきことを強調している。すなわち、執行債権者にとっては、第三債務者からの確実な債権回収のみが意味のあることであって、特に国際的な債権執行手続においては、裁判所が介在しなくても、直接この両当事者に手続を委ねることで足りるとする。また、これによって、従来のように債権者は改めて執行判決を取得する必要がなくなり、手続の簡易・迅速化を図ることができるとする。

こうした小梁氏の主張は、債務名義の取得と執行判決の取得という二重の手続を踏まなければならないこと、しかも、それぞれが別の国の手続に分断されているという現状に対する鋭い批判を含んでいる。また、これを踏まえて、小梁氏は、執行手続の一層構造化を提案しており、その首尾一貫した論旨は、国家間の枠に捉われているともいえる従来の執行手続の構造に対して新たな枠組みを提供しようという積極的な意味を有しているものと評価できる。

これに加えて、本論文の最大の特徴ともいえる点は、フランス新民事執行法および欧州債務名義構想を分析・検討するという比較法的考察を用いて問題の分析・検討を試みているという点にある。小梁氏の問題関心それ自体は従来から十分認識されていたけれども、この種の研究が主としてドイツ法を中心とする比較法研究に依拠してきたものであることと対比してみると、この面においても、やはり十分に斬新さを認めることができる。確かに、小梁氏が認めているように、こうした限られた比較法研究から直ちに現実にマッチした債権執行手続の構築が可能であるわけではないが、各国あるいは欧州連合における多様な試みが大いに参考になることは間違いなく、この領域の研究にとって新たな視点を提示したことも、先に指摘した点と相俟って、高く評価すべき点である。

もっとも、国際間に跨る債権執行手続は、国際協調による合意に基づかなければ実現不可能であり、各国が承認しうる具体的な手続像は必ずしも明確な形で提案されているわけではないので、この点は今後の研究に期待したいところである。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。